日調連発第３４２号
平成２３年１１月２９日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

東日本大震災に伴う地殻変動により停止されていた基準点測量成果の再測量後の成果公表されたことに伴う地積測量図の作成等における留意点について（通知）

この度、標記について、別添のとおり法務省民事局民事第二課から連絡がありましたので、お知らせします。

なお、後日、標記についての解説資料（連合会作成）を送付する予定でありますので、この旨申し添えます。

事　　務　　連　　絡
平成２３年１１月１７日

日本土地家屋調査士会連合会　御中

法務省民事局民事第二課

東日本大震災に伴う地殻変動により停止されていた基準点測量成果の再測量後の成果が公表されたことに関する地積測量図の作成等における留意点について

標記について，法務局・地方法務局に対し，別添のとおり通知を発出しましたので，参考送付します。

受付
23.11.21
日調連

機密性　２　完全性　２　可用性　２
法務省民二第２７７５号
平成２３年１１月１７日

法務局民事行政部長　殿
（東京，名古屋，仙台）
地方法務局長　殿
（横浜，さいたま，千葉，水戸，宇都宮，前橋，
甲府，長野，新潟，岐阜，福井，金沢，富山，
福島，山形，盛岡，秋田，青森）
（上記以外の局は参考送付）

法務省民事局民事第二課長

東日本大震災に伴う地殻変動により停止されていた基準点測量成果の再測量後の成果が公表されたことに伴う地積測量図の作成等における留意点について（通知）

国土交通省国土地理院（以下「地理院」という。）は，本年３月１１日に発生した標記震災の影響に伴い，東北地方及びその周辺で地殻変動が大きかった東日本の各地の基準点測量成果（電子基準点，三角点，水準点）の公表を停止していましたが，当該基準点の再測量が完了したとして，本年１０月３１日，その成果を公表しました（電子基準点の成果については，本年５月３１日から公表）。

その成果の公表に伴い，分筆の登記等に伴って登記所に提出される地積測量図の作成等に係る留意点を下記のとおりとしますので，この旨，貴管下登記官に周知願います。

記

１　基準点測量成果の公表が停止されていたが，再測量の成果の公表がされた地域

東京都，神奈川県，埼玉県，千葉県，茨城県，栃木県，群馬県，山梨県，長野県，新潟県，岐阜県，福井県，石川県，富山県，宮城県，福島県，山形県，岩手県，秋田県及び青森県

２　基準点の再測量の成果の公表がされた地域において提出される地積測量図の取扱い

(1) 本年１０月３１日より後の測量に基づき作成された地積測量図

近傍に基本三角点等があり，当該基本三角点等が再測量又は地理院の示す方式による座標変換（以下「パラメータ変換」という。）がされたものである場合は，原則として，その基本三角点等を基に筆界点の測量をしなければならない。

したがって，近傍の基本三角点等が再測量又はパラメータ変換がされていれば，それを基にした測量の結果を記録したものであるかを確認するものとする。また，地積測量図に，当該基本三角点等の座標値が，再測量又はパラメータ変換がされたものであることの記録（使用する基本三角点等の点名の横に記録）を求めるものとする。

また，近傍の基本三角点等が再測量又はパラメータ変換がされていない場合であっても，原則として当該基本三角点等を基に測量を行い，当該基本三角点等の情報

を地積測量図に記録し，点名の横に再測量又はパラメータが変換されていない旨を併せて記録することを求めることとする。この場合の筆界点座標値は，任意座標として取り扱うものとする。

(2) 本年３月１１日から１０月３１日までの間の測量に基づき作成された地積測量図

再測量又はパラメータ変換がされていない近傍の基本三角点等を基に測量されたものについては，原則として，本年１０月３１日に公表された基準点の再測量の成果を基に当該基本三角点等の座標値を改算し，筆界点座標値も修正し，さらに当該基本三角点等の点名の横に再測量又はパラメータを変換した旨を地積測量図に記録することを求めることとする。

(3) 本年３月１１日より前の測量に基づき作成された地積測量図

基準点測量成果の公表が停止されてから約８か月を経過したことから，本年３月１１日より前に測量した成果に基づいて作成された地積測量図が今後提出されることは少ないものと見込まれるが，このような地積測量図については，本年３月１８日付け法務省民二第６９５号法務省民事局民事第二課長通知の３のとおり，震災後に相対的位置関係に異動が生じていないか点検がされた結果が，不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）第９３条ただし書に規定する土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が作成した不動産に係る調査に関する報告（これと同等の官公署等が作成する調査報告を含む。）に記録されていることを確認し，調査を行うものとする。点検がされていない場合は，点検を求めるものとする。

また，道路関係事業等の公共事業に関する測量について，本年３月１１日より前の測量成果に基づいて作成された地積測量図の取扱いは，嘱託をした国又は地方公共団体等と別途協議するものとする。

(4) その他

今後，基本三角点等は，その管理者により，順次，再測量又はパラメータ変換がされていくこととなると思われるが，予算等の関係から，作業が遅れるおそれがある。

基本三角点等について，その管理者が再測量又はパラメータ変換を行っていない場合に，申請代理人である土地家屋調査士が自らパラメータ変換を行い，それを地積測量図に記録したときは，管理者がパラメータ変換を行ったものに準じた取扱いとすることとし，地積測量図の基本三角点等の点名の横にその旨の記録を求めるものとする。

なお，基本三角点等について，移動量が少なく，本年３月１１日以降も引き続き測量成果の公表がされているものについては，従前どおりの取扱いとし，本通知を考慮する必要はない。

３　地図情報システムへの筆界点座標値の入力

地積測量図に記録された筆界点座標値が任意座標として取り扱われる場合を除き，再測量又はパラメータ変換された基本三角点等に基づき測量された筆界点座標値は，公共座標と同程度の精度があるものであるが，地図情報システムに登録されている登記所備付地図の筆界点座標値がパラメータ変換されていないため，誤差が大きく，座標値入力による分筆の処理が困難となることが想定される。このような場合には，現在のところ，他に採るべき対応策がないため，辺長入力等により，処理を行うものと

する。

なお，地図情報システムにおける地図の筆界点座標値のパラメータ変換に係る機能は，本年度末を目途に開発される予定である。その後，各登記所の端末において，地図の筆界点座標値のパラメータ変換が可能となるが，詳細については，追って連絡するものとする。

4　日本土地家屋調査士会連合会への連絡

本通知については，日本土地家屋調査士会連合会に対しても参考送付しているものである。